

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG 資料

平成16年10月20日
厚生労働省

失業者就労支援業務を民間開放しているオーストラリアが、上記 ILO 条約を批准しているか否かにつき回答願いたい。あわせて、オーストラリアにおける無料職業紹介業務の推進体制如何。同国が右条約を批准している場合、当該推進体制と右条約の整合性についての見解如何。

- 1 オーストラリアは、ILO の公式サイト上の記載によれば、ILO 第 88 号条約を批准しているものと承知している。
- 2 また、オーストラリアでは、公共職業安定機関は廃止されており、求職者に対する無料職業紹介業務を複数の民間事業者等に委託して実施されていると承知している。
- 3 オーストラリアの無料職業紹介業務の推進体制と ILO 第 88 号条約の規定との整合性に係る同国政府の見解は承知していない。

OECD加盟国の中、第9条を批准している国のリストを頂きたい。

【OECD加盟国における、ILO第88号条約の批准状況】

OECD加盟国：30か国（2004年10月現在）。

（批准国）

国名	批准日	国名	批准日
オーストラリア	1949.12.24	韓国	2001.12.27
オーストリア	1973.9.25	ルクセンブルグ	1958.3.3
ベルギー	1953.3.16	オランダ	1950.3.7
カナダ	1950.8.24	ニュージーランド	1949.12.3
デンマーク	1972.11.30	ノルウェー	1949.7.4
フィンランド	1989.11.23	ポルトガル	1972.6.23
フランス	1952.10.15	スロヴァキア	1993.1.1
ドイツ	1954.6.22	スペイン	1960.5.30
ギリシャ	1955.6.16	スウェーデン	1949.11.25
ハンガリー	1994.1.4	スイス	1952.1.19
アイルランド	1969.10.29	トルコ	1950.7.14
日本	1953.10.20		

※ アルファベット順

（未批准国）

チェコ、アイスランド、イタリア、メキシコ、ポーランド、イギリス、アメリカ

（批准国・未批准国のリストは2004年10月15日現在のもの）

〔批准国・批准日の出典：ILOホームページ（ILOLEX）〕

<http://webfusion.ilo.org/public/db/standards/normes/appl/index.cfm?lang=EN>

無料の職業紹介を国が責任をもって実施するという I L O 条約では、求職者に対して無料というだけでなく、求人企業に対しても無料での紹介サービスを義務付けていると解釈すべきか、ご見解をお示し願いたい。

I L O 第 96 条約（有料職業紹介所に関する条約）においては、使用者又は労働者から料金を徴収するものは有料職業紹介所である旨規定している。

この規定からも明らかにように、求人者から料金を徴収することは、有料職業紹介事業と解釈すべきものである。

・平成16年10月4日開催の第11回官業民営化等WGにおけるヒアリング時に提出いただいた資料（以下「前回ヒアリング資料」という）において、

『雇用のセーフティネットとしての役割を担い、地域のニーズに応えるとともに地域間労働移動等全国的な需給調整機能を果たしていくためには、同一組織の全国的なネットワークにより、求人・求職情報を一元的に蓄積し、効率的・効果的な職業紹介を実施する必要がある。』

とのことだが、

- －貴省回答のとおり、既に民間事業者の活用が図られつつあるところであり、
- －民間事業者との情報共有等、所要の連携を図ることにより、求人・求職情報の全国的かつ一元的な管理は可能であること
- －むしろ、民間事業者の活用を図ることにより、職業紹介の一層効率的・効果的な実施を図ることが可能となり得ること

等から、職業紹介業務の一層の民間開放を進めるべきと考えるが、この点につき、貴省の見解如何。

現在は、勤労権の保障等の要請から、雇用のセーフティネットとして、国による全国的なネットワークを構築し、求人・求職情報の一元的に蓄積して、それに基づいて国として職業紹介を実施している。

公共職業安定所と複数の民間事業者との連携による、官民含めた情報の全国的かつ一元的な管理について考えた場合、民間事業者にとって求人・求職情報は重要かつ秘密性の高い営業上の資産であること、求職者情報という個人情報の取扱いについては特に慎重を要することから、極めて困難であると考えている。

仮に、民間事業者による求人・求職情報の全国的かつ一元的な管理を考えてみても、民間の職業紹介事業者は多数（平成16年3月末現在で7,774事業所）であり、個々の事業者について見た場合でも、公共職業安定所のように全国を網羅するようなネットワークをもっている民間事業者は現時点において存在しないことから、民間事業者のみで求人・求職情報を集約することは現実性がない。

前回ヒアリング資料において、
『国として行う必要のある失業等給付や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行うこと
で制度の実効性が担保されていることから、国において職業紹介業務を実施する必要がある。』
とのことだが、
一既に、民間事業者を活用して求職活動を行う者についても「労働の意思」ありとして「失業」の認定を行っているはずであること (①)
一前回ヒアリング資料では『仮に、給付業務と職業紹介業務を一体として民間開放した上で
国が監督するとしても、・・・これを行う方法は国自ら個々の受給者と面談し職業指導等
を行って失業認定を行う方法しかなく、極めて非効率となる』とのことであるが、現在、
公共職業安定所においても、業務マニュアル等により認定に係る判断の公平性・客觀性を
担保しているはずであること (②)
一むしろ、民間事業者の活用を図ることにより、職業紹介の一層効率的・効果的な実施を図
ることが可能となり得ること (③)
等から、職業紹介業務及び雇用保険業務の一層の民間開放を進めるべきと考えるが、この
点につき、貴省の見解如何。

【例示されたご見解に対する考察】

①について

民間事業者を活用して求職活動していると求職者が申告した場合、当該申告を鵜呑みにするわけではない。

適切に求職の意思を確認するため、求職条件と申告された求職活動内容に矛盾がみられる場合等疑義が生じた場合、当該求職者が利用したと安定所に申告した民間機関や面接を行ったと申告した企業に問い合わせる等第三者に対する確認作業のほか、当該求職意思の疑わしい求職者に公共職業安定所が直接職業紹介や職業指導を実施することにより、真に求職の意思を有するかどうかテストすることとしているものである。

このように、失業の認定業務は、指導・監督的な性格の強い業務である。

②について

雇用保険制度の公正・的確な運営、健全な財政運営を図るために失業給付の根幹である失業認定については、制度の運営に責任を持っている国自らが、個々の受給者と面談し職業指導等を行って失業認定を行う方法しかない。業務マニュアル等に沿った認定を行えるかどうかといった問題ではない。

③について

求職活動において民間事業者を活用することは、早期再就職の促進の観点からも有効であるケースがあると考えられるが、一般的に、民間事業者に登録する求人企業は、求人手数料

を負担することから、高い技術や能力を必要とする求人が多いものと推量される。こうした求人にはまる求職者に対して、国が国費を用いて求職活動を援助する必要はなく、また、逆にこうした求人にはまらない求職者については、民間事業者を利用した職業紹介の実施はかえって非効率となり、失業の認定業務が適切に行われないおそれがある。

【失業認定・給付、職業紹介の一体的実施の必要性】

1 まず、失業認定・給付の業務と職業紹介を一体的に実施することは、憲法第27条第1項（すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ）に謳った政策方針（「国は労働意欲をもたない者のために生存を確保するための施策を講ずる必要がない」（「労働法」第六版 菅野和夫））に従い、失業認定を厳正に実施するため必要な方策である。

つまり、認定業務をいわば指導・監督的な業務として厳正に執行する観点から、本当は求職の意思がない者を見破る方法として、求職者が利用したと安定所に申告した民間機関や面接に行ったと申告した企業に問い合わせる等第三者に対する確認作業のほか、求職意思の疑わしい求職者に直接職業紹介や職業指導を実施することにより、求職の意思が真実かどうかテストする方法を認定機関が自ら用意しておくことが必要である。また、このような失業認定・給付、職業紹介の一体的実施により、求職意思のない者が安易に失業認定に現れなくなる抑止効果もある。

このように、失業認定・給付、職業紹介の一体化は、濫給防止を図るための有効な手段である。

2 また、認定・給付と職業紹介を分離し別の組織で実施した例としてはイギリスの例があるが、相互機関の連携が事実上困難になることは明らかであり、同国では74年にいったん分離したもののが濫給防止のため86年に統合した。このような他国の失敗例に学ぶべきである。

3 以上のことより、認定・給付と職業紹介を分離することは不適切である。

【民間開放の方向性】

そもそも民間活用は、近年の雇用対策の重要な柱であるが、今後とも、

- ① 雇用のセーフティネットとしての職業安定所の全国展開
- ② 職業安定所における失業認定・給付、職業紹介の一体的実施

という公共職業安定所の任務の遂行を前提としつつ、民間で行うことがより効率的・効果的な分野については、憲法第27条第1項及びILO第88号条約に違反しない範囲で、国の管理の下に民間開放を進めてまいりたいと考えている。

【参考】

※ I L O第88号条約第2条及び第9条第1項

"The employment service shall consist of a national system of employment offices under the direction of a national authority." (Article2)

(「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」)

"The staff of the employment service shall be composed of public officials whose status and conditions of service are such that they are independent of changes of government and of improper external influence and, subject to the needs of the service, are assured of stability of employment."(A9-1)

(「職業安定機関の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない」)

また、第2回雇用・労働WG（貴省提出資料）において、「失業の認定は、民間事業者を利用した求職活動であっても行われる仕組みであり、民間事業者を利用した求職活動を行なながら、雇用保険の給付を受けることは当然可能」とのことであるが、民間事業者の求職活動における失業認定のスキーム等についてご提出いただきたい。

- 1 まず、求職者が雇用保険の基本手当の給付を受けるためには、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上で、次の要件により受給資格の決定を受けることが必要である。
 - ① 離職による資格喪失の確認を受けたこと。
 - ② 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること。
 - ③ 原則として離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること。
- 2 こうして受給資格の決定を受けた求職者に係る失業の認定は、まず、公共職業安定所において受給資格者本人であるかどうかの確認及び所定の認定日であるかどうかの確認を行ったのち、求職者が行った求職活動の実績に基づき労働の意思及び能力があるかどうかの確認を行うこととしている。
- 3 具体的には、原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間に、求職活動（※）を行った実績が原則2回以上あることが確認できた場合に、他に不認定となる事由がある日以外の各日について失業の認定を行うこととしている。

※ 求職活動実績として認められる求職活動には、求人への応募、公共職業安定所及び民間事業者が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等（独立行政法人雇用・能力開発機構、地方自治体、求人情報提供会社等）が行う求職活動に関する指導や個別相談が可能な企業説明会が該当するが、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは該当しない。
- 4 この求職活動を行った実績の確認については、原則として失業認定申告書（別紙参照）に記載された求職者の自己申告に基づいて判断することとしているが、公共職業安定所においても、利用した機関や応募先の事業所に問い合わせを行う等により求職活動実績のサンプル調査を行うほか、例えば、求職活動について虚偽の申告がなされている旨の通報があった場合には、原則として確認を行うとともに、求職条件と申告された求職活動内容に矛盾がみられる場合、記載漏れや誤記等が多い場合、未経験の職業や不当に高い労働条件に固執する場合、当地の労働市場においては就職することがほとんど不可能と認められる業種や労働条件に固執する場合など、求職の意思が疑わしい場合にも必要に応じ同様の確認を行うこととしている。

5 また、上記のように求職の意思の疑わしい求職者に対しては、公共職業安定所において直接職業紹介や職業指導を実施することにより、真に求職の意思を有するかどうかテストすることとし、合理的な理由なく公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだと認められる場合には、基本手当が1ヶ月間不支給となる（給付制限）。

(別紙)

(表面)

失業認定申告書

※帳票種別 10203

①安定所番号()

(あわせまるものにつき、必要なことから記入してください。)

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職、手伝いをしてきましたか。	イ した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右の方に記入してください。 □ しない	月	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
			8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
			15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
			22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
			29	30	31					29	30	31				

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分か)などを記入してください。	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

求職活動をどのように方法で行いましたか。				求職活動の内容			
求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称					
(イ) 安定所による職業相談、職業紹介等							
(ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等							
(ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等							
(ニ) 公的機関等による職業相談等							

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
(電話番号)				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	
(電話番号)				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	

口 求職活動をしなかった	(その理由を具体的に記載してください。)
--------------	----------------------

4 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	□ に○印をした人は、すぐに応じられない理由を裏面の注釈の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。
	口 応じられない	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(1) 安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所名() 所在地(〒)
	口 自営	月 日より就職(予定)	電話()

適用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。

平成 年 月 日 受給資格者氏名 (印)

(この申告書を提出する日) 公共職業安定所長 殿 支給番号(印)

※公共職業安定所記載欄	②支給番号	一	一	一	一	一	一	③未支給区分 (空欄 完全支給以外) 未支給	④待期満了年月日	年	月	日
	⑤支給期間	(始)年 月 日	(終)年 月 日	⑥内職又は手伝いによる収入 月 日	⑦支給開始日 月 日	⑧支給終了日 月 日	⑨支給期間 月 日	⑩取扱者印	⑪操作者印			
	⑦基本手当支給日数			⑧就業半当支給日数			⑨早期就業支援金支給日数					

次回認定日 時間	認定対象期間	月 日 ~ 月 日	*運送事項
月 日 時から 時まで	便 度		

注意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び3欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいうものであること。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 5 1欄及び2欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であって、「就職又は就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものであること。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も1欄に記載すること。
- 6 3の(1)欄には、(イ)～(ニ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(ロ)～(ホ)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載すること。
- 7 3の(2)欄には、3の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 4欄の「□ 応じられない」に○印を付けた人は、その理由を次に掲げる(イ)～(ホ)の中から選んで、4欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
 - (イ) 病気やけがなど健康上の理由
 - (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため)
 - (ハ) 就職したため又は就職予定があるため
 - (ニ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
 - (ホ) その他
 なお、(ホ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の()内に具体的に記載すること。
- 9 受給資格者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- 10 ※印欄には、記載しないこと。

・前回ヒアリング資料において、

『民間事業者が委託を受けて業務を行うこととなった場合、政府の指揮下にあるわけではないため、仮に、緊急の必要がある場合には業務を追加する旨の契約を定めた場合でも一定の制約を生ずることは否めず、国としての機動的な雇用政策の遂行に重大な影響を及ぼす。』
とのことだが、「一定の制約」の具体的な内容についてご説明願いたい。

緊急の必要とは、例えば大企業の倒産や大災害、景気の悪化による雇用情勢の悪化等を受けて、多種多様かつ集中的な職業相談・紹介サービスを迅速・機動的に行うような場合を想定している。

これらを国の機関において行う場合には、職員に対する業務命令として直接指示することが可能であるが、民間事業者が委託を受けて業務を行うこととなった場合には、国と民間事業者との間の契約関係となり、国の機関の場合のような直接の指揮はできないことから、実施のスケールや迅速性・機動性の観点から問題が生ずるとしたものである。

これらの問題点を、契約の形式により補うことを考えた場合、例えば、災害等の場合には、国の指揮に基づいて機動的に業務を遂行する旨契約に規定することを想定しても、そもそもそのような契約は内容、範囲が不明確とならざるを得ず、民間がそのような契約を締結するかは疑問である。加えて、緊急の職業相談・紹介サービスについては、各種の事業を多様性のある地域においてその状況に応じて的確に実施する必要があることから、事前の契約には馴染まないものと考えられる。

前回ヒアリング資料において、

『法令上、職業紹介に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを明示的に禁止する旨の規定はないが、これらの規定に反するような形で公共職業安定所の業務を民間に行わせることはできないと考えている。』

とのことだが、例えば、下記のような民間開放を行うことは、現行法令上問題はあるか（現行法令の改正を要するか）。ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め、ご説明願いたい。

(1) 業務委託

- ① 特定の公共職業安定所が実施している業務を包括的に民間事業者に委託する場合。
- ② 公共職業安定所が実施している特定の業務（職業紹介業務及び雇用保険業務など）を民間事業者に委託する場合。

(2) その他

- ① 特定の公共職業安定所の管轄区域において、当該公共職業安定所に代わり、包括的に民間事業者が無料職業紹介等業務を実施する場合。
- ② 公共職業安定所が実施している特定の業務（職業紹介業務及び雇用保険業務など）について、当該公共職業安定所に代わり、民間事業者が無料職業紹介等業務を実施する場合。

(1) ①及び②について

ご質問の「委託」がどのようなものであるかは不明であるが、委託の結果として、(2)と同様、国が職業紹介業務や雇用保険業務を直接行わないこととなるのであれば、(2)と同様、各法の改正が必要となる。

(2) ①及び②について

職業紹介業務に係る法令としては、職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行なうことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行なうことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行なるべき職業紹介業務が規定されている。

雇用保険業務に係る法令としては、雇用保険法があり、同法第2条第1項において、「雇用保険は、政府が管掌する」とこととされているほか、同法第2章、第3章及び第7章の規定並びにその他関係法令の規定により、例えば、失業の認定、失業等給付の支給、返還命令、給付制限、被保険者資格の確認といった業務について、厚生労働大臣又は公共職業安定所長等が行なうこととされている。

よって、公共職業安定所に代わって民間事業者が業務を実施する場合には、上記規定の改正が必要となる。

- ・ 株式会社等の営利法人であっても、現行職業安定法上の無料職業紹介事業を実施できるものと理解してよいか。実施できない場合には、その根拠を網羅的かつ具体的にご説明願いたい。

営利法人についても、職業安定法の許可を受けて、無料職業紹介事業を行うことが可能である。

また、平成16年度から実施している長期失業者の就職支援事業を受託している民間事業者は、現行職業安定法上、どのような位置付けと整理されているのか。(無料職業紹介事業、有料職業紹介事業など)

- 1 職業安定法第4条第2項及び第3項の規定により、職業紹介に関し、いかなる名義でも手数料又は報酬を受けて行う職業紹介については、「有料の職業紹介」とされている。
- 2 長期失業者の就職支援事業を受託している民間事業者は、対象者1人ごとに委託費を受け取っていることから、職業安定法第4条第3項に規定する「有料の職業紹介」に該当し、同法上の「有料職業紹介事業者」として位置づけられているものである。なお、当該委託費については、職業紹介に関する手数料として、職業安定法第32条の3第1項第2号に基づく手数料表の届出を委託契約において求めているところである。。

○職業安定法(昭和22年法律第141号)(抜粋)

(定義)

第4条

- 2 この法律において、「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。
- 3 この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

(手数料)

第32条の3 第30条第1項の許可を受けた者(以下「有料職業紹介事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

- 一 (略)
 - 二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する場合
- 2～4 (略)

・前回ヒアリング資料において、
『職業紹介業務に直接的に従事している職員数は、平成15年度で約6,400人である。』
とのことだが、これには非常勤職員は含まれるのか。含まれる場合、その数及びこれに係る
予算額をご説明願いたい。

職業紹介業務に直接的に従事している職員数の約6,400人（平成15年度）には、非常勤
職員は含まれていない。

- ・10月11日付日本経済新聞掲載の「若者に職業訓練券（バウチャー）」について、貴省の検討状況、今後の検討の方向性、スケジュール等につきご説明願いたい。

(答)

1 検討状況、今後の検討の方向性

平成16年8月26日に開催された第21回経済財政諮問会議において、民間議員（本間正明議員（大阪大学大学院経済学研究科教授））からの「厚生労働省と内閣府で共同で議論してはどうか」とのご意見を踏まえ、厚生労働省と内閣府とが共同で「個人の選択を機能させた若年者の能力開発に関する研究会」を開催し（メンバーについては別添のとおり）、教育訓練におけるいわゆるバウチャー（個人を対象とし目的を限定した利用券）に関し、既存の研究成果や諸外国の事例も参考にしつつ、論点を整理し、研究することとしている。

2 スケジュール

- 平成16年10月12日 第1回研究会開催
 - ・現行施策等の説明、意見交換
- 同年11月及び平成17年1月頃（予定） 海外実態調査
- 平成16年12月下旬（予定） 第2回研究会開催
 - ・（第2回以降）海外実態調査の報告、論点整理や有識者ヒアリング等を実施

「個人の選択を機能させた若年者の能力開発に関する研究会」

委員等名簿

<委 員 >

(座長) 島田 晴雄 慶應義塾大学教授
委員 伊川 征一 沖縄県商工労働部長
黒澤 昌子 政策研究大学院大学経済学部教授
玄田 有史 東京大学社会科学研究所助教授
小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構副統括研究員
鈴木 高弘 アクト情報ビジネス専門学校校長
チャールズ・ユウジ・ホリオカ 大阪大学社会経済研究所教授
安田 修 みずほ情報総研(株)経済・産業研究室主事研究員
山中 敬一 栃木県商工労働観光部長

<オブザーバー>

内閣府 浜野 潤 政策統括官(経済財政運営担当)
薄井 康紀 大臣官房審議官(経済財政運営担当)
平工 奉文 政策統括官(経済財政運営担当)付参事官
(産業・雇用担当)

厚生労働省 上村 隆史 職業能力開発局長
皆川 尚史 大臣官房審議官(職業能力開発・国際担当)
妹尾 吉洋 職業能力開発局総務課長

平成16年第21回経済財政諮問会議議事要旨（抄）

1. 開催日時：2004年8月26日（木）16:46～19:08

2. 場所：官邸4階大会議室

3. 出席議員：

議長 小泉 純一郎 内閣総理大臣

議員 細田 博之 内閣官房長官

同 竹中 平蔵 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

同 麻生 太郎 総務大臣

同 谷垣 穎一 財務大臣

同 福井 俊彦 日本銀行総裁

同 牛尾 治朗 ウシオ電機（株）代表取締役会長

同 奥田 碩 トヨタ自動車（株）取締役会長

同 本間 正明 大阪大学大学院経済学研究科教授

同 吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授

臨時議員 河村 建夫 文部科学大臣

同 坂口 力 厚生労働大臣

泉 信也 経済産業副大臣

（概要）

○人間力の強化に向けた取組みについて

（中略）

（本間議員） 坂口厚生労働大臣が、フリーターを対象にして実践的な職業訓練の抜本的な拡充に取り組んでいただいていることについては、本当に高く評価している。このバウチャー制度についても、ぜひ坂口厚生労働大臣と竹中経済財政政策担当相が共同で前向きに議論し、施策に結びつけていくような御努力をお願いしたいと思う。

（竹中議員） 坂口臨時議員よろしいか。

（坂口臨時議員） 海外事例を含め、研究させていただくことは、吝かではない。

（中略）

（谷垣議員） バウチャーについては、ばら撒きにならないような検討をぜひともお願いしたい。

（竹中議員） その方向で検討する。